

船員の健康検査について

平成24年1月

国土交通省海事局運航労務課

はしがき－指定医師の皆様方へ－

船員の健康検査につきましては、指定医師をはじめ関係者の皆様には、日頃から格別のご協力をいただき、深く感謝いたしております。

船員法に基づく健康検査制度は、船員の健康管理上極めて重要な制度であり、今後とも船員が健康で船内労働に従事することができるよう、ご協力をお願いいたします。

本書は、今般、関係条約の改正に伴い、船員法施行規則の一部が改正された（平成24年1月1日施行）ため、同改正の内容等を整理した健康検査のマニュアルとして作成したものです。

指定医師の皆様におかれましては、これをご活用いただき船員の健康確保につきまして、一層のご尽力を賜りますようお願いいたします。

平成24年1月

国土交通省海事局運航労務課

平成20年9月版からの変更箇所について

船員の健康証明制度について規定する、「1978年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約」(STCW条約)の改正及び改正条約の発効(平成24年1月1日)に対応した船員法施行規則の改正に伴い、主に以下の内容について、見直しを図ったものである。

① 健康証明書の様式変更

- a. 英文併記とした。
- b. 色覚検査年月日を記入することとした。
- c. 単眼視力だけでなく、両眼視力も記入することとした。
- d. 補聴器を使用した場合の聴力も記入することとした。
- e. 有効期限を記入することとした。
- f. 船員の署名欄を設けた。
- g. これまで指定医の記名押印としていたところを、署名押印とした。

② 色覚検査について

○検査対象者の追加

これまでの船長、甲板部の職員及び部員並びに救命艇手に加えて、機関部の職員・航海当直部員及び無線部の職員も検査対象とする。

○検査方法の追加

機関部の職員・航海当直部員及び無線部の職員の色覚検査は、これまでの石原色覚検査表国際版38表、パネルD-15検査に加え、特定船員色識別適性検査を行う。

○健康証明書への記入方法

色覚検査の健康証明書記入方法について、別表1(21頁)のとおり定めた。

③ 視力検査について

○合格標準の変更

船長、甲板部の職員及び甲板部航海当直部員にあつては両眼共に0.5号、無線部の職員にあつては両眼共に0.4号、その他の者にあつては両眼で0.4号を明視しうることを要する。ただし、船員として相当の経歴を有し職務により作業を適正に行うことができるものと認められる者は、この限りでない。

○健康証明書への記入方法

視力が0.5号に満たない場合の健康証明書の記入方法について、別表2(22頁)のとおり定めた。

目 次

はしがき

平成20年9月版からの変更箇所について

I	船員健康証明制度の目的	1
II	船員の健康を証明する医師	1
III	船員健康証明実施要領	1
1.	検査事項及び検査方法	1
(1)	毎回実施するもの	1
(2)	35歳以上の者に対し毎回実施するもの	3
(3)	医師が必要がないと認める場合に省略できるもの	3
◎	「特定船員色識別適正確認表」による検査方法	4
2.	健康検査の合否判定	5
	健康検査合格標準表	5
3.	健康証明書の記載方法等	8
(1)	通常の場合の記入方法	8
(2)	特殊な場合の記入方法	10
(3)	平成23年12月31日までに交付又は再交付された 船員手帳の場合の記入方法	11
(4)	検査結果の取扱いに関する注意	11
(5)	結核を発病するおそれのある船員についての取扱い	12
4.	他の医療機関等が行った検査の結果を示す書類に対する取扱い	12
5.	健康証明書の有効期間	12
IV	健康証明書の様式（船員手帳第十四表及び第十五表）	13
1.	平成24年1月1日より交付又は再交付する船員手帳	13
2.	平成23年12月31日までに交付又は再交付された船員手帳	14
V	就労実態申告書の様式	15
VI	関係法令抜粋	16
	・船員法	
	・船員法施行規則	
	・船員労働安全衛生規則	
(別表1)	色覚検査結果に応じた健康証明書への記述内容	21
(別表2)	視力検査結果に応じた健康証明書への記述内容	22

I 船員健康証明制度の目的

船員法（以下「法」という。）は、「船舶所有者は、国土交通大臣の指定する医師が船内労働に適することを証明した健康証明書を持たない者を船舶に乗り組ませてはならない。」と定めている。（法第83条）

その目的は、船員が置かれる特殊な環境に起因する。すなわち、船員の労働環境は、気象・海象が変化する中で船上において多様な作業に従事することから、常に危険と背中合わせであるばかりか、短距離航路の場合を除けば、長期に陸上の生活から隔離され、船内で共同生活を営みながら船舶運航業務に携わる特殊な労働形態である。このような環境の下、船医の乗り組んでいる一部の船舶を除いては医師による万全の医療を受けられず、伝染性の疾患でも発生すると集団生活をしている船員の間にもまん延するおそれが多分にある。そのため、本制度は、国土交通大臣の指定した医師が、健康検査の結果に基づき、船員が船内労働に適するかどうかの判定をすることにより、船内労働環境の適正化と船員の健康確保を図ることを目的としている。

II 船員の健康を証明する医師

船員の健康を証明する医師は、健康証明制度の目的からいって船員の労働について深い理解をもち、適切な健康検査のできる医師であることが必要であるため、船員法施行規則第57条により次の医師とされている。

- 一 船員である医師
- 二 社団法人 日本海員掖済会の病院の医師
- 三 財団法人 船員保険会の病院の医師
- 四 その他地方運輸局長が指定した医師

III 船員健康証明実施要領

指定医師は、船員に「就労実態申告書」（15頁参照）を提出させて、以下の検査を行い、2の「健康検査合格標準表」（5頁参照）により合否の判定をすることとする。

1. 検査事項及び検査方法

(1) 毎回実施するもの

- ① 感覚器、循環器、呼吸器、消化器、神経系その他の器官の臨床医学的検査
 - 既往症及び家族歴は、初回は必ず聴取の上、船員手帳第十五表（13頁参照）に記載し、その後においては変更の有無を確かめること。

② 運動機能、視力、色覚、聴力及び握力の検査

- 色覚の検査は、次の手順により実施すること。なお、色覚の検査を行う際には明室にて実施すること。
 - a. 石原色覚検査表国際版38表（以下「石原表」という。）により色覚検査を行う。
 - b. 石原表にて正常でないと判断された場合は、パネルD-15により検査を行い、合否を判定する。
 - c. 石原表にて正常でない、パネルD-15にて不合格と判定された場合は、別途送付する「特定船員色識別適性確認表」を使用して、業務において必要な色の識別が行えることについて確認を行う。（検査方法は4頁参照のこと。）
- 色覚の検査について、パネルD-15を備えていない場合は、それを備えている他の医療機関の医師（ただし、この医師が指定医師であれば、そこで健康検査を受け、健康証明をしてもらうよう指示すること。）の行う色覚の検査の結果を証する書類を提出させ、当該書類により合格、不合格の判断をすること。なお、機関部の職員及び航海当直部員並びに無線部の職員に別添の特定船員色識別適性検査を行う場合は、必ずパネルD-15の検査を行った後で検査すること。
- 色覚の検査は、船長、甲板部の職員及び部員、救命艇手、機関部の職員及び航海当直部員並びに無線部の職員に限ること。なお、前回検査した期日から6年を経過しようとする者又は経過した者のみ検査すれば足りる。

③ 身長、体重、腹囲、肺活量及び血圧の検査

- 身長の検査は、25歳未満の者については毎回（ただし、初めて船員になった者については、25歳以上であっても初回は行う。）行うこと。
- 肺活量の測定に当たっては、できるだけバイタロ又はスパイロメーターを用いること。

④ 胸部エックス線検査

- 直接撮影又はミラーカメラを用いて行う間接撮影によること。
ただし、検査時前6月以内に船員労働安全衛生規則第32条第2項による検査（国土交通大臣の指定する衛生上有害な物を常時運送する船舶に乗り組んでいる者の6月毎に行う検査）を受けている場合は省略すること。

⑤ かくたん検査

⑥ 検便（虫卵の有無の検査）

- 調理作業に従事する者に限ること。

- 調理作業に従事する者とは専ら調理を行うために雇入れられた者をいうが、直接、調理作業に従事する者以外の司ちゅう員等の供食関係者についても、できるだけ受けさせること。

- 寄生虫を対象とする糞便虫卵検査（集卵法によるもの）とすること。

⑦ 検尿（蛋白及び糖の有無の検査）

- 定性検査又は半定量法検査によること。

(2) 35歳以上の者に対し毎回実施するもの

① 検便（ヘモグロビンの有無の検査）

- 便潜血検査（免疫法）のことをいう。化学法ではなく免疫法で行うこと。

② 血糖検査

③ 心電図検査

④ 血中脂質検査（LDLコレステロール、中性脂肪、HDLコレステロール）

⑤ 肝機能検査（GOT、GPT、γ-GTP）

(3) 医師が必要がないと認める場合に省略できるもの

以下の検査項目については、医師の判断によって省略できる。その場合、船員の職種、年齢、既往症の有無、船舶の就航航路、航海期間等の諸条件を十分に考慮の上、検査省略の可否を慎重に判断すること。

① 身長

- 25歳以上の者（ただし、省略した場合であっても船員手帳の再交付及び書換えを受けた後の最初の検査の際は、必ず前回の記録を転記すること。）

② かくたん検査

③ 検便（虫卵の有無の検査）

- 調理作業に従事する者以外の者

◎「特定船員色識別適性確認表」による検査方法

石原表にて「正常以外」、パネルD-15にて「不合格」と判定された者に対しては、別添の「特定船員色識別適性確認表」を用いて、表1及び表2により業務に必要な色の識別が行えるか確認してください。

(注) 本検査を実施する前には、必ず、石原色覚検査表国際版38表(以下「石原表」という。)、パネルD-15による検査(石原表による検査により色覚が正常でないと判定された場合)を実施してください。

検査表表1及び表2 (略)

2. 健康検査の合否判定

次の「健康検査合格標準表」の各号のいずれかに該当する者は不合格とすること。
なお、合否の判定をするに当たり、専門の医師の意見を聴く必要がある場合等直ちに合否の判定をすることが困難な場合は、当該船員に対して専門医師の診断を受けるように勧め、当該専門医師の診断書を見て合否を判定するか、又は（財）船員保険会の病院若しくは（社）日本海員掖済会の病院において判定を受けるよう船員に勧めること。

[健康検査合格標準表]

次の健康検査合格標準表の各号のいずれかに該当する者は不合格とする。

1 法第81条第3項第1号の伝染病として下記のいずれかにかかっている者

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）、鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであつてその血清亜型がH5N1であるものに限る。）、コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、ウエストナイル熱、黄熱、オウム病、オムスク出血熱、回帰熱、キャサヌル森林病、Q熱、サル痘、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、デング熱、東部ウマ脳炎、日本紅斑熱、日本脳炎、ハンタウイルス肺症候群、Bウイルス病、ブルセラ症、ベネズエラウマ脳炎、発しんチフス、マラリア、野兎病、リフトバレー熱、類鼻疽、レプトスピラ症、ロッキー山紅斑熱、アメーバ赤痢、急性ウイルス性肝炎、クリプトスポリジウム症、後天性免疫不全症候群、ジアルジア症、髄膜炎菌性髄膜炎、梅毒、バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症、バンコマイシン耐性腸球菌感染症、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第七項から第九項までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症

2 障害の程度、経歴及び職務を考慮し、視覚機能、言語機能又は精神の機能の障害により作業を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないと認められる者（注 i ～ iii 参照）

3 第1号に掲げる疾患を除く下記の疾患にかかっている者で船内において治療の見込みがなく、かつ、船内労働に適さないと認められる者

各種結核性疾患、新生物、糖尿病、心臓病、脳出血、脳梗塞、肺炎、胃潰瘍、十二指腸潰瘍、肝硬変、慢性肝炎、じん臓炎、急性ひ尿生殖器疾患、てんかん、重症ぜんそくその他の疾患

4 下記の視力、聴力及び握力の標準に達しない者

(1) 視力（万国視力表により検査した視力できょう正視力を含む。）

船長、甲板部の職員及び甲板部航海当直部員にあつては両眼共に0.5号、無線部の職員にあつては両眼共に0.4号、その他の者にあつては両眼で0.4号を明視しうる。ただし、船員として相当の経歴を有し、職務により作業を適正に行うことができると認められる者は、この限りでない。

(注 i 参照)

(2) 聴力

両耳で、5メートル以上の距離で話声を聴取できること。ただし、船員として相当の経歴を有し、職務により作業を適正に行うことができると認められる者は、この限りでない。(注 iv 参照)

(3) 握力

男子の握力は、左右共に25キログラム以上、女子の握力は左右共に17キログラム以上であること。ただし、船員として相当の経歴を有し、職務により作業を適正に行うことができると認められる者は、この限りでない。

5 色覚に異常を有する船長、甲板部の職員及び部員、機関部の職員及び航海当直部員、無線部の職員並びに救命艇手

6 障害の程度、経歴及び職務を考慮し、運動機能の障害により作業を適正に行うことができないと認められる者(注 v 参照)

7 病後の衰弱により一定期間内の船内労働に適さないと認められる者

(注) 障害の程度、経歴及び職務を考慮する場合の考え方

i) 視覚機能

- 片眼の視力を有していない者でも、1年以上の海上経歴があり、かつ、船長、航海当直をする甲板部の職員及び部員並びに救命艇手以外の職務に就こうとする者であるときは合格とすることができる。ただし、小型船舶操縦士の資格を必要とする総トン数20トン未満の船舶に乗り組む船長、航海当直をする甲板部の職員及び部員並びに救命艇手の職務に就こうとする者で、単眼の視野が水平方向150度以上であるときは、合格とすることができる。

○ 視力の合格標準に達しない者でも、船長、甲板部の職員及び部員並びに救命艇手の職務に就こうとする者は、1年以上の海上経歴があり、両眼で0.4号を明視しうるときは、合格とすることができる。それ以外の職務に就こうとする者は、1年以上の海上経歴があるときは合格とすることができる。

ii) 言語機能

○ 言語機能に障害がある者でも、1年以上の海上経歴があり、かつ、船長、航海当直をする甲板部の職員及び部員並びに救命艇手以外の職務に就こうとする者であるときは、合格とすることができる。

iii) 精神機能

イ 現に幻覚、妄想、その他顕著な精神症状が活発に存在し、そのまま就業させることが本人及び協同作業者の安全を損ねると判断される場合は、不合格とする。

ロ イにより不合格とされた者については、1年以上の海上経歴があり、かつ、精神症状が消褪し、その後の療養により6ヵ月間以上状態の安定化が認められると判断された場合は、合格とすることができる。

ハ イ及びロについて合否の判断が困難な場合は、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）」第18条に定める精神保健指定医の意見を聴取した上で、船員法上の指定医師が行うものとする。
(精神保健指定医の所在地等について不明の場合は、各地方運輸局等へお問合せ下さい。)

iv) 聴力

○ 聴力の合格標準に達しない者でも、1年以上の海上経歴があり、かつ、船長、甲板部の職員及び部員並びに救命艇手以外の職務に就こうとする者であるときは、合格とすることができる。

v) 運動機能

○ 四肢、指、踵に欠損ある者又は手指の屈伸、上肢の前・上・横の屈伸、踵を上げた膝の深屈伸及び跳躍が不能な者は、不合格とする。ただし、1年以上の海上経歴がある場合は、過去の職務を考慮した上で合格とすることができる。

3. 健康証明書の記載方法等

(1) 通常の場合の記入方法

船員手帳の健康証明書各欄(船員手帳第十四表・第十五表(13頁参照))への記入については次によること。本邦外の地域に赴く航海に従事する船舶に乗り組む船員については、英訳を付すること。また、年月日の記載にあつては、西暦で記載すること。

① 各検査項目欄について

次の事項を除いて検査結果に従い記入し、検査の必要を認めなかった事項には斜線を施すこと。

○ 検尿について

たん
蛋白及び糖の有無の検査の結果、それぞれ「有」のときは「+」、「無」のときは「-」と記入すること。

○ 検便(虫卵の有無の検査)について

虫卵が検出された場合は「虫卵(寄生虫の種類毎に)+」、検出されなかった場合は「虫卵-」と記入すること。

○ 裸眼視力について

裸眼で検査を受けた場合は裸眼視力を、きょう正で検査を受けた場合はきょう正後の視力を記入すること。

② 「胸部エックス線検査」欄について

異常がない場合は、胸のイラストの右下の空いている部分に「異常なし Normal」と記入すること。

③ 「既往症」欄について

○ 問診において、現在の喫煙状況について確認し、「喫煙Smoker」又は「非喫煙No smoker」の別を記載する。

○ 問診において、現在の「血圧降下剤」「インスリン注射」「血糖を下げる薬」「コレステロールを下げる薬」の使用の有無について確認し、使用している場合には薬名を記載する。

④ 「医師の指示及び就業上の注意事項」欄について

合格の判定に当たって、健康管理上の指示をする必要がある場合に指示すべき事項、就業制限(別表1及び別表2参照)を記入すること。また、甲板部の職員及び部員にあつては、健康検査において異常が無い又は作業を適正に行うことができると認めた場合においては、「見張り業務適 Fit for look-out duties」と記載すること。

⑤ 「備考」欄について

所定の検査以外の検査を行った場合にあつては検査項目と検査方法を、船員として相当の履歴を有し職務により作業を適正に行うことができると認められた場合にあつては業務経験が有る旨（別表2参照）を記入すること。

⑥ 「判定」欄について

検査の結果、船内労働に適すると認められるときは「合格」、不適と認められるときは「不合格」と記入すること（優、良、可、適、不適又はA、B、C、D等の記号は用いないこと）。ただし、職務により合格と認めてよい基準に従って合格の判定をしたときは、本欄には「合格」と記入した上、「医師の指示及び就業上の注意事項」欄にその旨を記載すること。

（英訳の記載例）

- イ Examinee is qualified
- ロ Physically fit
- ハ Normal
- ニ Within normal limit
- ホ Physically normal and fit to work

⑦ 「判定年月日」欄について

合格又は不合格を判定した年月日を記入すること。

⑧ 「医師の署名並びに所属機関の住所及び印」欄について

- 検査は、「船員の健康を証明する医師」（1頁参照）が行い、その医師が署名押印すること。
- 「〇〇病院に勤務する医師」として一括して指定されている場合は、内科医が署名押印すること。ただし、やむを得ない事由があるときは、内科医以外の医師でも差し支えない。
- 地方運輸局長が指定した医師が健康検査を行ったときは、船員手帳の健康証明書の「医師の署名並びに所属機関の住所及び印」欄に指の朱印を押すこと。

⑨ 「色覚」欄について

- 色覚検査について、各検査の結果に応じて別表1（21頁）のとおり記入すること。
- 色覚欄に、検査日及び有効期間（検査日から6年間）を記入すること。

⑩ 視力検査での記入方法について

視力検査の結果は視力欄に記入する他、両眼共に0.5号に満たないときは、別紙2（22頁）のとおり記入すること。

(2) 特殊な場合の記入方法

① 検査中の事項がある場合の取扱い

再検査、精密検査の必要が生じた場合、その他検査結果が判明するまでに日時を要する検査を行ったために、船員の乗り組む船舶の出港前に通常の判定ができない場合、又は出港前に通常の判定ができて検診車等で受診したために、船員手帳の健康証明書に検査結果等が記載できない場合には次によること。

- 検査結果の判明しなかった「事項」欄及び「判定」欄の上部に「検査中To be examining」と朱書し、「医師の署名並びに所属機関の住所及び印」欄に記入押印及び署名すること。
- 船員が要求した場合であって、すでに判明している検査の結果、その他に照らしてその者が船内労働に適する旨の一応の判定を下すことができるときは、「備考」欄に「判定が出るまで一応就業可Interim fit for work」及びその判定した年月日を記載すること。
- 結果が判明したときは、当該医師は、次の要領により所要事項を記載した証明書を船員の指定するところへ送付すること。
- この証明書は、船員が受け取った当該証明書にある検査結果等を船員手帳の健康証明書に転記し、転記内容に相違ないことを運輸局等で確認してもらうためのものであって、船員手帳に貼付けるためのものでない旨受診者に通知すること。

ただし、検査の結果の判明後、遅滞なく船員が当該医師に船員手帳を提示したときは、当該医師は、検査中であつた事項欄に自ら記入して合格又は不合格の判定をすること。

イ この証明書は、船員毎に作成すること。

ロ この証明書に記載する事項は、船員の氏名、検査事項及びその結果、検査年月日、合格又は不合格の判定、判定年月日並びに検査を行った医師の住所、氏名を記載すること。

② 部分的検査の取扱い

胸部エックス線検査を行うために必要な設備を有しないこと等の理由により、部分的検査を実施したときは、次によること。

- 検査を行った事項について、当該欄に記入し、その上に押印して自己の検査した事項を明らかにすること。
- 検査しなかった事項については当該欄の上部に「未検査Unexam.」と朱書すること。
- 「判定年月日」欄及び「医師の署名並びに所属機関の住所及び印」欄の各欄の上部に括弧（ ）をして、その中に検査年月日並びに所属機関の住所及び氏名を明記して所属機関の印の押印・自筆署名すること。
- 部分的検査であっても船員が要求する場合であって、すでに判明している検

査結果その他に照らしてその者が船内労働に適する旨の一応の判定を下すことができるときは、「備考」欄に「判定が出るまで一応就業可Interim fit for work」及びその判定した年月日を記載すること。

③ 未検査事項の検査申出があった場合の取扱い

前記②による部分的検査の結果、未検査事項の検査について船員から申出があった場合は次によること。

- 「未検査Unexam.」と朱書されている事項について検査を行い、検査結果を記入すること。
- 他の指定医師が行った検査結果及び自ら行った検査結果を総合して、合格又は不合格の判定を行い、船員手帳の該当欄に所要事項の記入した上で所属機関の印の押印・自筆署名をすること。
- 船員が指定医以外の医師から胸部エックス線検査をうけ、その結果を示す書類を提出したときは、この書類から判断して得た結果を記入し、検査結果のすべてを総合して合格又は不合格の判定をすること。

(3)平成23年12月31日までに交付又は再交付された船員手帳の場合の記入方法

- ① 別途新書式のシールを発送するので、これを第十四表及び第十五表の上に貼付すること。（船員手帳の第十四表及び第十五表（14頁参照）に、新書式の第十四表及び第十五表（13頁参照）の写しを貼付することでもよい。）
- ② 「医師住所氏名印」欄を上下2つに分割し、上欄に船員の署名を、下欄に医師の署名並びに所属機関の住所を記入し押印すること。なお、平成20年3月31日までに交付又は再交付された船員手帳の場合は、腹囲の検査結果を、欄外又は備考欄に記入し、LDLコレステロールの検査結果は、「血清総コレステロール」を「LDLコレステロール」に書換えて記入すること。

(4) 検査結果の取扱いに関する注意

- ① 血圧検査、検尿、検便（ヘモグロビンの有無の検査）、肝機能検査、血中脂質検査、血糖検査及び心電図検査について
検査成績が正常（基準）範囲を著しく逸脱した場合の就業の可否の判断については、問診その他により慎重に行うものとし、就業可と認めた場合には健康管理上の適切な指示を行うこと。
- ② 検便（虫卵の有無の検査）の結果について
「虫卵+」と診断された者は不合格とすることとし、治療後の再検査により「虫卵-」と診断された場合には合格とすることができる。

(5) 結核を発病するおそれのある船員についての取扱い

- ① 「結核を発病するおそれがあると認める者」とは、具体的には結核性の既往症を有する者で再発のおそれのある者をいう。
- ② 6か月後に再検査を必要とすると判断した場合は、健康証明書の「医師の指示及び就業上の注意事項」欄に「6か月後に結核に関する再検査を要するReexam. for tuberculosis after six months」と記入すること。
- ③ 6か月後の再検査は次頁の健康証明書欄に行い、合格又は不合格の判定を行うこと。

4. 他の医療機関等が行った検査の結果を示す書類に対する取扱い

船員が他の医療機関等から検査を受け、その結果を示す書類を提出したときは、次のいずれかの方法により取扱うこと。

- 当該書類から当該船員が船内労働に適するか否かの判断ができる場合は、当該書類から所要事項を船員手帳の健康証明書の該当欄に記入した上で所属機関の印の押印・自筆署名すること。
- 当該書類から当該船員が船内労働に適するか否かの判断がどうしてもできない場合は、再検査が必要と思われる検査のみを行い、あとは上記に準じて取扱うこと。

5. 健康証明書の有効期間

① 有効期間

- 色覚 6年
- その他の検査 1年（指定医師は結核を発病するおそれがあると認める者については、その結核に関する検査についての有効期間を6月に短縮することができる。）
- 健康証明書の有効期間が航海中に満了したときは、有効期間が満了した日から起算して3月を経過する日又はその航海の終了する日のいずれか早い日まで、健康証明書はなお効力を有する。
- 健康証明書が記載されている船員手帳の有効期間が経過した場合においても、当該健康証明書の有効期間が経過するまで、健康証明書はなお効力を有する。
- 色覚検査について、以前の検査日が不明な場合は、色覚検査を実施すること。

- ② 指定医師は、一般医療を行う際にも有効期間の切れた者又は航海期間等とを併せてみて、有効期間を相当超えるおそれのある者を発見したときは、早めに健康検査を受けるよう勧告すること。

IV 健康証明書の様式 (船員手帳第十四表及び第十五表)

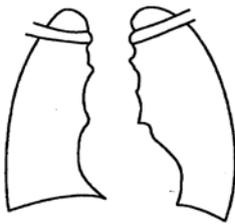
1. 平成24年1月1日より交付又は再交付する船員手帳

船員法施行規則の改正 (健康証明書の英文併記、船員の署名欄の追加) に伴い、平成24年1月1日から新しい健康証明書の書式を組み込んだ船員手帳となった。

(十四)

健康証明書 Medical Certificate					
This certificate is issued under the provision of regulation I/9 of STCW convention, 1978, as amended.					
身長 Height		cm	検尿 Urinalysis	たん 蛋白 Albumin	
体重 Weight		kg		糖 Sugar	
腹囲 Abdominal circumference		cm		血液型 Blood type	
肺活量 Breathing capacity		cc		血圧 Blood pressure	
運動機能 Physical ability				血糖 Blood glucose	
色覚 Color vision (最近の検査日及び有効期限) (Date of last exam. and expiry date)			血中脂質検査 Blood lipid exam.	LDLコレステロール LDL cholesterol	
裸眼視力 (矯正視力) Distance vision unaided (Distance vision aided)	右Right () 左Left () 両Combined ()			中性脂肪 Triglyceride	
聴力 Unaided hearing (補聴器により補われた聴力)	右Right () 左Left ()			HDLコレステロール HDL cholesterol	
握力 Grip	右Right	左Left	肝機能検査 Hepatic function exam.	GOT Glutamic oxaloacetic transaminase	
検便 Stool exam.	虫卵 Parasite egg			GPT Glutamic pyruvic transaminase	
	ヘモグロビン Hemoglobin			γ-GTP γ-glutamyl transpeptidase	

(十五)

胸部 エ ク ス 線 検 査 Chest X-ray exam.	撮影年月日 Date of photographing		既往症 Medical history	
	フィルム番号 Film No.		家族歴 Medical history of family	
			医師の指示及び就業上の 注意事項(見張り業務の適 ・不適、就業上の制約等) Instruction(Fit or unfit for look-out duties, limitations for service at sea, etc.) by doctor	
備考 Remarks				
かくたん検査 Sputum exam.			判定 Diagnosis	
心電図検査 Electrocardiogram exam.			判定年月日 Date of diagnosis	
			有効期限 Expiry date (1 year from diagnosis)	
船員の署名 Signature of holder of this certificate				
医師の署名並びに所属機関の住所及び印 Signature of doctor, address and stamp of the hospital				

2. 平成23年12月31日までに交付又は再交付された船員手帳

船員法施行規則の改正（健康証明書の英文併記、船員の署名欄の追加）に伴い、平成24年1月1日から健康証明書の書式が変更されたが、平成23年12月31日以前に交付又は再交付された船員手帳は引き続き使用することが出来る。この場合、11頁（3）の記入方法に従い、記入することとなっている。

(十四)

健 康 証 明 書				
Certificate of Health				
身 長		cm	検 尿	蛋 白
体 重		kg		糖
腹 囲		cm	血 液	型
肺 活 量		cc	血 圧	
運 動 機 能			血 糖	
色 神			血 中 脂 質 検 査	LDLコレステロール
裸眼視力(きょう正)	右()左()			中 性 脂 肪
聴 力	右 左		肝機能 検 査	HDLコレステロール
握 力	右 左			G O T
検 便	虫 卵			G P T
	ヘモグロビン			γ-G T P

(十五)

胸 部 エ ッ ク ス 線 検 査	撮影年月日		既 往 症		
	フィルム番号		家 族 歴		
				医師の指示 及び就業上 の注意事項	
				備 考	
かくたん検査		判 定 Diagnosis			
心電図検査		判定年月日			
医師住所(所属先)					
氏 名 印					

V 就労実態申告書

年 月 日

- ・氏名
- ・生年月日 T・S・H 年 月 日 ・性別 男 ・ 女
- ・船員としての経験年数 (年)
- ・船舶の種類 (外航船・内航船・危険物船 (ケミカルタンカー等) ・旅客船・漁船 (国際・国内) ・その他)
- ・船舶の主な航路 (日本国内・北米・南米・東南アジア・中近東・欧州・アフリカ)
(今後1年間で乗船しそうなところを全て挙げてください。)
- ・乗船期間 ①日帰り ②2週間以内 ③1ヶ月以内
④3ヶ月以内 ⑤6ヶ月以内 ⑥1年以内
- ・居住空間 ①個室 ②2～3人部屋 ③4～5人部屋 ④6人以上部屋
- ・乗組員数 ①1人 ②2人 ③3～4人 ④5～9人 ⑤10人以上
- ・外国人の乗組みの有無 (有 ・ 無)
- 調理師が外国人の場合、食事はどうか。 (食事が合う 食事が合わない どちらでもない)
- ・夜間当直がある場合の時間帯 (時から 時まで)
- 夜間当直終了後、睡眠時間はどれくらいか。 (時間くらい)
- ・就労職種 次の職種の中から○を付けて下さい。 (運航・機関 (エンジン) ・事務・調理・漁労)

(船内の主な業務) 主に携わる業務に○を付けて下さい。
・船舶の運航に係る業務： 船舶の操舵、見張り、船舶の各部分の保守点検、気象把握、航海用具の整備、その他 ()
・機関 (エンジン) の運転に係る業務： エンジンの運転、エンジン設備の保守点検、送電・送気・送水の取扱い、機関工具の整備、燃料油・潤滑油の取扱い、冷蔵貨物・危険物タンクの温度保持、溶接等による修理、その他 ()
・船内事務に係る業務： 船内の経理、旅客及び手荷物の整理、荷物の発送、旅客の接待、船内の福利厚生、備品・消耗品の整備、飲用水の管理、船内の消毒、船内外の通信連絡、各業務の記録・報告、その他 ()
・調理に係る業務： 食料品の調達、調理、配膳、その他 ()
・漁労に係る業務： 漁獲の準備、漁獲物の採捕・貯蔵、冷凍作業、漁具整備、その他 ()

- ・救命艇手としての職務の有無 (有 ・ 無)
(救命艇手の業務：海難時の乗組員・旅客の招集・誘導、食料・航海用具の救命艇への積み込み、救命艇の降下、救命艇の運航指揮、救命設備の操作・整備)
- ・特殊な作業に従事する場合はその職務を記載すること。
()

(参考)

- ・過去6年以内の色覚検査実施の有無 (有 ・ 無)
有の場合検査年月日 (年 月 日)
- ・現在の喫煙状況 (有 ・ 無)
- ・現在の薬の使用の有無
 血圧降下剤 (有 ・ 無) インスリン注射 (有 ・ 無)
 血糖を下げる薬 (有 ・ 無) コレステロールを下げる薬 (有 ・ 無)
- ・既往症
() ()
- ・家族の病歴 当てはまるものに○を付けて下さい。(父 母 兄弟姉妹 祖父母)
 ・肺結核 ・胃がん ・大腸がん ・肝がん ・肺がん ・乳がん ・子宮がん ・糖尿病
 ・高血圧症 ・心筋梗塞 ・気管支喘息 ・肺疾患 ・肝疾患 ・腎疾患 ・脳血管障害
 ・その他疾患 ()

VI 関係法令抜粋

船員法（昭和22年法律第100号）（抄）

（健康証明書）

第83条 船舶所有者は、国土交通大臣の指定する医師が船内労働に適することを証明した健康証明書を持たない者を船舶に乗り組ませてはならない。

② 健康証明書に関し必要な事項は、国土交通省令でこれを定める。

船員法施行規則（昭和22年運輸省令第23号）（抄）

（健康証明書）

第55条 法第83条の健康証明書は、第57条に掲げる医師（以下「指定医師」という。）が、次に掲げる検査（指定医師以外の医師によるものを含む。）の結果に基づき、第2号表による標準に合格した旨の判定を船員手帳の該当欄に行ったものでなければならない。この場合において、当該検査は、当該判定時前3月以内に受けたものでなければならない。

- 一 感覚器、循環器、呼吸器、消化器、神経系その他の器官の臨床医学的検査
- 二 運動機能、視力、色覚（船長、甲板部の職員及び部員、機関部の職員及び航海当直部員、無線部の職員並びに救命艇手に限る。）、聴力及び握力の検査
- 三 身長、体重、腹囲、肺活量及び血圧の検査
- 四 胸部エックス線直接撮影検査又はミラーカメラを用いて行う胸部エックス線間接撮影検査（当該判定時前6月以内に船員労働安全衛生規則第32条第2項による検査において受けた場合を除く。）及びかくたん検査
- 五 検便（虫卵の有無の検査に限る。）及び検尿
- 六 年齢35年以上の船員にあっては、次に掲げる検査
 - イ 検便（ヘモグロビンの有無の検査に限る。）
 - ロ 血糖検査
 - ハ 心電図検査
 - ニ 血中脂質検査（低比重リポ蛋白質^{たん}コレステロール（LDLコレステロール）、血清トリグリセライド（中性脂肪）及び高比重リポ蛋白質^{たん}コレステロール（HDLコレステロール）の量の検査）
 - ホ 肝機能検査（血清グルタミンクオキサロアセチックトランスアミナーゼ（GOT）、血清グルタミンクピルビックトランスアミナーゼ（GPT）及びガンマーグルタミルトランスペプチダーゼ（ γ -GTP）の検査）

② 前項の検査のうち、身長の検査（年齢25年未満の者に係るものを除く。）、かくたん検査及び同項第5号の検便（調理作業に従事する者に係るものを除く。）については、指定医師においてその必要がないと認めるものは、受けなくてもよい。

第56条 法第83条の健康証明書の有効期間は、色覚の検査については6年、その他の検査については1年とする。ただし、前条第1項の検査の際、結核を発病するおそれがあると認める者については、指定医師はその結核に関する検査についての有効期間を6月に短縮することができる。

② 前項の期間が航海中に満了したときは、当該期間が満了した日から起算して3月を経過する日又はその航海の終了する日のいずれか早い日までの間、当該検査について、健康証明書（航海の態様その他の事情を勘案して国土交通大臣が告示で定める漁船に乗り組む者の受有する健康証明書を除く。）は、なおその効力を有するものとする。

③ 健康証明書が記載されている船員手帳の有効期間が経過した場合においても、当該健康証明書の有効期間は、なお前2項の規定による。

④ 船舶所有者は、緊急に欠員を補充する必要がある場合その他やむを得ない場合において、最寄りの地方運輸局長の許可を受けたときは、第一項の期間が満了した健康証明書を受有する者を当

該期間が満了した日から起算して3月を超えない範囲内において、船舶に乗り組ませることができ

（健康証明に要する費用の負担）

第56条の2 法第83条の規定による健康証明に要する費用は、雇用中の船員については、船舶所有者の負担とする。

（医師の指定）

第57条 法第83条の規定による健康証明をする医師は、次に掲げる医師とする。

- 一 船員である医師
- 二 社団法人日本海員掖済会の病院の医師
- 三 財団法人船員保険会の病院の医師
- 四 その他地方運輸局長が指定した医師

第二号表（第55条関係）健康検査合格標準表

（注：5頁の表と同じ）

次の各号のいずれかに該当する者は不合格とする。

- 1 法第81条第3項第1号の伝染病として下記のいずれかにかかっている者
エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）、鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであつてその血清亜型がH5N1であるものに限る。）、コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、ウエストナイル熱、黄熱、オウム病、オムスク出血熱、回帰熱、キャサナル森林病、Q熱、サル痘、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、デング熱、東部ウマ脳炎、日本紅斑熱、日本脳炎、ハンタウイルス肺症候群、Bウイルス病、ブルセラ症、ベネズエラウマ脳炎、発しんチフス、マラリア、野兔病、リフトバレー熱、類鼻疽、レプトスピラ症、ロッキー山紅斑熱、アメーバ赤痢、急性ウイルス性肝炎、クリプトスポリジウム症、後天性免疫不全症候群、ジアルジア症、髄膜炎菌性髄膜炎、梅毒、バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症、バンコマイシン耐性腸球菌感染症、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第七項から第九項までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症
- 2 障害の程度、経歴及び職務を考慮し、視覚機能、言語機能又は精神の機能の障害により作業を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないと認められる者
- 3 第1号に掲げる疾患を除く下記の疾患にかかっている者で船内において治療の見込みがなく、かつ、船内労働に適さないと認められる者
各種結核性疾患、新生物、糖尿病、心臓病、脳出血、脳梗塞、肺炎、胃潰瘍、十二指腸潰瘍、肝硬変、慢性肝炎、じん臓炎、急性ひ尿生殖器疾患、てんかん、重症ぜんそくその他の疾患
- 4 下記の視力、聴力及び握力の標準に達しない者
 - (1) 視力（万国視力表により検査した視力できよう正視力を含む。）
船長、甲板部の職員及び甲板部航海当直部員にあつては両眼共に0.5号、無線部の職員にあつては両眼共に0.4号、その他の者にあつては両眼で0.4号を明視しうる。ただし、船員として相当の経歴を有し、職務により作業を適正に行うことができると認められる者は、この限りでない。
 - (2) 聴力
両耳で、5メートル以上の距離で話声を聴取できること。ただし、船員として相当の経歴を有し、職務により作業を適正に行うことができると認められる者は、この限りでない。
 - (3) 握力
男子の握力は、左右共に25キログラム以上、女子の握力は、左右共に17キログラム以上であること。ただし、船員として相当の経歴を有し、職務により作業を適正に行うことができると認められる者は、この限りでない。
- 5 色覚に異常を有する船長、甲板部の職員及び部員、機関部の職員及び航海当直部員、無線部の職員並びに救命艇手
- 6 障害の程度、経歴及び職務を考慮し、運動機能の障害により作業を適正に行うことができないと認められる者
- 7 病後の衰弱により一定期間内の船内労働に適さないと認められる者

船員労働安全衛生規則（昭和39年運輸省令第53号）（抄）

第2節 衛生基準

（就業を禁止する船員）

第30条 船舶所有者は、精神の機能の障害により作業を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない船員と医師が認めるものを作業に従事させてはならない。

2 船舶所有者は、施行規則第2号表第3号に掲げる疾病であつて医師が船内労働に適さないと認めるものにかかつた船員を作業に従事させてはならない。

（医師の診断）

第31条 船舶所有者は、法第81条第3項各号に掲げる船員に該当する疑いのある船員については、遅滞なく医師の診断を受けさせなければならない。

2 医師は、前項の診断を受けた船員が前条第1項に規定する船員に該当するかどうかを判断する場合においては、当該船員の障害の程度、経歴及び職務を考慮するものとする。

（特殊な作業に従事する船員に対する健康検査）

第32条 船舶所有者は、次の各号に掲げる船員については、当該各号に定める事項について、施行規則第55条の規定による検査の際及びその6月後に、法第83条の国土交通大臣の指定する医師（以下「指定医師」という。）により検査を受けさせなければならない。ただし、検査を受けさせるべき時期に当該船員の乗り組んでいる船舶が航海中である場合は、当該航海の終了後遅滞なく受けさせればよい。

一 国土交通大臣の指定する衛生上有害な物を常時運送する船舶に乗り組んでいる者

当該有害物の人体に与える障害の認知に必要な胸部エックス線直接撮影検査又はミラーカメラを用いて行う胸部エックス線間接撮影検査、尿検査、血液検査、神経系検査その他の臨床医学的検査

二 専ら石炭をたく作業に従事している者

当該作業の人体に与える障害の認知に必要な胸部エックス線直接撮影検査又はミラーカメラを用いて行う胸部エックス線間接撮影検査その他の臨床医学的検査

三 専ら潜水作業に従事している者

施行規則第55条第1項第1号から第4号までに掲げる検査（指定医師が必要でないと認めたものを除く。）

2 船舶所有者は、前項第1号の船員について雇入契約が終了する場合又は雇入契約を解除する場合であつて当該船員が当該雇入契約の終了又は解除のとき（以下この項において「下船の時」という。）より前6月以内に同号の検査を受けていないときは、当該船員に同号の検査を受けさせなければならない。ただし、胸部エックス線直接撮影検査又はミラーカメラを用いて行う胸部エックス線間接撮影検査については、下船の時より前6月以内に当該船員が施行規則第55条の規定による検査の際に受けている場合は、これを省略するものとする。

3 船舶所有者は、前2項の検査の結果、当該船舶に乗り組み、又は当該作業に従事することが不適當であると判定された船員を、引き続き当該船舶に乗り組ませ、又は当該作業に従事させてはならない。

4 第1項及び第2項の検査に要する費用は、雇用中の船員については、船舶所有者の負担とする。

（伝染病の予防）

第41条 船舶所有者は、船舶が別表第一に定める伝染病が発生している地域又は発生するおそれのある地域におもむく場合は、予防注射の実施、衛生用品の整備、伝染病の予防に必要な注意事項に関する教育等感染防止のために必要な措置を講じなければならない。

2 船舶所有者は、前項の地域においては、食料及び飲用水の購入の制限、外来者に対する防疫の措置、衛生状態に関する情報の収集等感染防止のために必要な措置を講じなければならない。

(伝染防止)

第42条 船舶所有者は、船内において伝染病又は伝染病の疑いのある疫病が発生した場合は、患者の隔離、患者の使用した場所、衣服、器具等の消毒、なま水及びなま物の飲食の制限等伝染防止のために必要な措置を講じなければならない。

(救急措置に必要な衛生用品)

第42条の2 船舶所有者は、液体化学薬品タンカー及び液化ガスタンカーには、他の法令において備えなければならないものを除き、貨物の性状に応じた解毒剤、つり上げ用担架及び酸素吸入器を備えなければならない。

(医療機関との連絡)

第43条 船舶所有者は、船内において救急患者が発生したときは、必要に応じ、医療機関と緊密な連絡を保ち、その指示にしたがって適当な措置を講じなければならない。

別表第一(第41条関係)

第41条の伝染病

エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう 南米出血熱 ペスト
ト マールブルグ病 ラッサ熱 急性灰白髄炎 結核 ジフテリア 重症
急性呼吸器症候群(病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスで
あるものに限る。) 鳥インフルエンザ(病原体がインフルエンザウイル
スA属インフルエンザAウイルスであつてその血清亜型がH5N1である
ものに限る。) コレラ 細菌性赤痢 腸チフス パラチフス 黄熱 感
染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第
百十四号)第六条第七項から第九項までに規定する新型インフルエンザ等
感染症、指定感染症又は新感染症

(別表1)

色覚検査結果に応じた健康証明書への記述内容

色覚検査結果に応じた、「色覚」欄、「医師の指示及び就業上の注意事項」欄及び「備考」欄への記述内容は、次のとおりとする。

色覚検査結果	「色覚」欄	「備考」欄	「医師の指示及び就業上の注意事項」欄
① ・石原表：正常	正常Normal		
② ・石原表：正常以外 ・パネルD-15：合格	国交省基準合格 Adequate		
③ ・石原表：正常以外 ・パネルD-15：不合格 ・特定船員色識別適性確認表：合格	国交省基準合格 Adequate	色識別確認-合格 Check for color vision - Pass	船長、甲板部職員・部員、救命艇手不可 Unfit for master, deck officer and rating, lifeboatman
④ ・石原表：正常以外 ・パネルD-15：不合格 ・特定船員色識別適性確認表：不合格	国交省基準不合格 Inadequate		船長、甲板部職員・部員、機関部職員・航海当直部員、無線部職員、救命艇手不可 Unfit for master, deck officer and rating, engineer officer and watch rating, radio operator, lifeboatman

○ 色覚の合否基準

- イ) 石原色覚検査表国際版38表により色覚が正常であるか否かを検査する。検査の結果、正常と判定された場合には、合格とする。
- ロ) 石原色覚検査表国際版38表により色覚が正常でないと判定とされた場合には、次に、パネルD-15による検査を行い、パスするか否かを判定する。検査の結果、パスした場合には、合格とする。
- ハ) パネルD-15による検査の結果、パスしなかった場合には、「特定船員色識別適性確認表」により、色の識別が行えるか否かを確認する。確認の結果、色の識別を行えた場合には、合格とする。色の識別を行えなかった場合には、不合格とする。

(別表2)

視力検査結果に応じた健康証明書への記述内容

視力検査結果に応じた、「医師の指示及び就業上の注意事項」欄及び「備考」欄への記述内容は、次のとおりとする。

業務経験	矯正視力による検査結果	「備考」欄	「医師の指示及び就業上の注意事項」欄
1年未満	① 両眼共に0.5号以上		
	② ①に満たず、且つ 両眼共に0.4号以上		船長、甲板部当直職員・部員不可 Unfit for master, deck watch officer and rating
	③ ②に満たず、且つ 両眼での視力0.4号以上		船長、甲板部当直職員・部員、無線部職員不可 Unfit for master, deck watch officer and rating, radio operator
	④ 両眼視力0.4号未満	※判定不合格となるため、記述無し。	
1年以上	① 両眼共に0.5号以上		
	② ①に満たず、且つ 両眼での視力0.4号以上	業務経験有 Having career(Ref. to para.1 of STCW code A-I/9 for distance vision)	
	③ 片眼視力が0.4号以上 且つもう一眼が視覚機能を有しない(※)	業務経験有 Having career(Ref. to para.1 of STCW code A-I/9 for distance vision)	船長、甲板部当直職員・部員、救命艇手不可 Unfit for master, deck watch officer and rating, lifeboatman
	④ 両眼視力0.4号未満	業務経験有 Having career(Ref. to para.1 of STCW code A-I/9 for distance vision)	船長、甲板部当直職員・部員、救命艇手不可 Unfit for master, deck watch officer and rating, lifeboatman

※ 片眼の視覚機能を有しないかつ業務経験が1年未満の場合は、判定不合格となる。

※ 小型船舶(20トン未満)を操縦するに乗り組む船長、航海当直をする甲板部の職員及び部員並びに救命艇手の職務に就こうとする者の場合、片眼の視力を有しない場合でも、もう一方の片眼について、a. 視力が0.4号以上、b. 視野が水平方向150°以上である場合は、船長、航海当直をする甲板部の職員及び部員並びに救命艇手の職務に就くことができる。この場合、「医師の指示及び就業上の注意事項」欄には、「船長、甲板部当直職員・部員(20トン未満除く)、救命艇手不可 Unfit for master, deck watch officer and rating, lifeboatman(except not less than 20 G/T)」と記入する。